

土木森林環境委員会会議録

日時 平成26年9月30日(火) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後3時09分

場所 防災新館 304会議室

委員出席者 委員長 桜本 広樹
副委員長 遠藤 浩
委員 臼井 成夫 石井 脩徳 清水 武則 久保田 松幸
大柴 邦彦 土橋 亨 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部理事 河西 秀樹
県土整備部次長 佐藤 佳臣 県土整備部技監 野中 均
県土整備部技監 大久保 勝徳 総括技術審査監 中嶋 晴彦
県土整備総務課長 清水 正 美しい県土づくり推進室長 丸山 裕司
建設業対策室長 笹本 清 用地課長 清水 豊
技術管理課長 手塚 岳生 道路整備課長 丹澤 彦一
高速道路推進課長 乙守 和人 道路管理課長 三浦 市郎
治水課長 水上 文明 砂防課長 保坂 秀人 都市計画課長 望月 一良
下水道室長 丸山 哲 建築住宅課長 笠井 英俊 営繕課長 松永 久士

森林環境部長 守屋 守 林務長 長江 良明
森林環境部理事 佐野 克己 森林環境部次長 保坂 公敏
森林環境部次長・森林環境総務課長事務取扱 前沢 喜直
森林環境部技監 江里口 浩二 森林環境部参事 山口 幸久
大気水質保全課長 中込 美彰 環境整備課長 笹本 稔
みどり自然課長 上島 達史 森林整備課長 島田 欣也
林業振興課長 橘田 博 県有林課長 関岡 真
治山林道課長 田邊 幹雄

議題 (付託案件)

- 第118号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件
- 第121号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第122号 平成26年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- 第123号 平成26年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第124号 契約締結の件
- 第125号 契約締結の件
- 第126号 和解の件

- 審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
- 審査の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部・森林環境部の順に行うこととし、午前10時03分から午後2時29分まで県土整備部関係（途中、午前11時54分から午後1時03分まで休憩をはさんだ）、午後2時44分から午後3時09分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

第118号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

質疑

- 大柴委員 新聞等の報道でもありましたけれども、山梨県は空き家が一番多いと言われており、二次的住宅、セカンドハウス等が多いということと、賃貸住宅の空き家が多いということが要因であると言われていています。
- 平成20年と平成23年に県営住宅の用途変更をしたということですが、まず、それによって入居率はどの程度改善をしたのか教えてもらえますか。

笠井建築住宅課長 中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅から、低所得者向けの準特定優良賃貸住宅に用途変更し、募集をかけたところ、募集倍率は約1.7倍と、たくさんの御応募がありまして、現在、準特定優良賃貸住宅は92%程度の入居率でございます。ですから、入居率は十分改善したというふうに考えております。

- 大柴委員 改善をされたということですが、まず、特定公共賃貸住宅として建設をした際には目的がしっかりあったと思うんですけれども、目的どおりの入居率にならなかった背景があると思うんですが、その原因にはどのようなものがあるのか教えてください。

笠井建築住宅課長 特定公共賃貸住宅は、平成7年から14年ごろに建設をしたものでございまして、当時、国の建設計画等にも位置づけられる中で、民間の中にファミリー向けのアパートが少ないということで、中堅所得者向けの住宅を供給しようということで始まったものでございます。

しかしながら、その後、民間賃貸住宅が十分に供給されてきたことによって、全国的にどこの特定公共賃貸住宅でも空き家がだんだんふえてきたという背景がございます。山梨県の場合にも、地価が下がって持ち家の取得が容易になったことなどから、特定公共賃貸住宅から持ち家に移っていく人がいるということで、空き家がふえているということでございます。

- 大柴委員 用途変更によって改善されれば一番いいわけでございますので。ただ、国の補助金が入っていると思うんですけれども、用途変更によって、この補助金等の返還等とか、ほかに何か問題等があるのか、その辺を最後に伺います。

笠井建築住宅課長 全国的に空き家が多いということの中で、準特定優良賃貸住宅に転用する施策、方向性を国から示されまして、それにのっとってやってございますので、制度上は問題点はございません。

石井委員 それでは、3点ばかり質問させていただきます。
 特定公共賃貸住宅を何戸程度、準特定優良賃貸住宅に転用するのかということ
 を具体的にお聞かせください。

笠井建築住宅課長 先ほど申し上げましたとおり、現在、特定公共賃貸住宅として管理しているのは80戸でございます、このうち、一定期間空き家であり、今後も入居が見込まれない部屋としまして、現時点で、10団地で26戸程度を転用するというふうに考えております。

石井委員 残った特定公共賃貸住宅ですけれども、今後どうするのかお伺いします。

笠井建築住宅課長 今回、26戸を転用しますと、残りの管理戸数が54戸となりますけれども、これらにつきましては、その地域における、その団地のこれまでの入居実績、あるいは今後の入居の状況も踏まえながら、随時必要戸数について見直しまして、今後、入居が見込まれないという判断をした場合には、準特定優良賃貸住宅に転用していきたいと思っております。

石井委員 準特定優良賃貸住宅に転用するということですが、その家賃はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

笠井建築住宅課長 低所得者向けに変わるということでございますので、家賃は下がります。一般的な賃料を申し上げますと、特定公共賃貸住宅で約8万円という家賃の設定が、準特定優良賃貸住宅に転用しますと、入居者の収入に応じまして、3万円から5万円までの間を4段階に区分したいずれかの額になり、家賃が下がるという状況となります。

石井委員 準特定優良賃貸住宅に転用した場合ですけれども、どのような世帯を募集するかということをお伺いしたいと思います。

笠井建築住宅課長 今回転用する部屋は、全て間取りが3LDKの部屋でございます、同じ3LDKでも、公営住宅の住戸よりも住戸の面積が広めに整備されてございます。そういったことから、募集の際には家族人数の多い世帯が優先的に入居できる方法で募集したいと考えてございます。

石井委員 ただいま御説明いただきましたけれども、ぜひ有効に活用していただいて、さらに定住が進むような方向性を見出していきたいと思っております。

笠井建築住宅課長 県営住宅の有効な活用を目指して、これからも適正に取り組んでまいりたいと思っております。

臼井委員 この特定公共賃貸住宅というのは、すべて県がつくった住宅ですか。

笠井建築住宅課長 この特定公共賃貸住宅は、県営住宅の一つの棟の中に、例えば、縦の通りに1階から5階までを特定公共賃貸住宅にするということで広めにつくりまして、低所得者の人と中堅所得者の人が同じ棟に住むという形で、県で整備してございます。

- 白井委員 住宅供給公社が入居の選定権を持ったりした、民間で当時、こんなふうな名前の住宅があったじゃないですか。あれ、何て名称だっけ。
- 笠井建築住宅課長 それは特定優良賃貸住宅といいまして、もともと特定優良賃貸住宅の供給に関する法律の中の位置づけは、この県営住宅も民間のものも同じでございまして、やはりファミリー向けに住宅を供給するという制度であります。
- 白井委員 特定優良賃貸住宅って、民間も全く同じ呼称なの？私は民間のものについて質問をしたけれども、笠井課長が特定優良賃貸住宅だと言ったじゃないの。公のもの以外の、民間のものもそういう同じ呼称なの？
- 笠井建築住宅課長 自治体でやるものは特定公共賃貸住宅という名前でもございまして、特定優良賃貸住宅の中で、自治体が整備すると特定公共賃貸住宅という名前になります。民間の場合には特定優良賃貸住宅になります。
- 白井委員 同じ呼称だけど、その頭に公共って入るってことなのね。
いわゆるこの特定優良賃貸住宅っていうのは、民間が結構つくったよね。当時はマンションブームで、民間が相当補助金や何かを得てつくったんでしょけれども、ちょっと極端に言えば、土地さえあればつくれるような感じだね。たしか私の記憶では、民間がつくったものも、住宅供給公社が入退室の管理をやっていたはずなんだけれども、それは今も同じパターンでやっているんですか。
- 笠井建築住宅課長 国の施策の中でも当時、不足しているファミリー向け住宅を供給しようということで、遊休土地のオーナーの力を借りて、住宅供給公社が共同事業者となりながら、これまで整備して供給してきました。委員御指摘のとおり、今も管理をしております。
- 白井委員 よく空きマンションがいっぱいと言われるけれども、民間の特定優良賃貸住宅の実態っていうのは役所で把握しているの？例えば、空き部屋の実態とか。
- 笠井建築住宅課長 この特定優良賃貸住宅は、住宅供給公社が共同事業者になっていますので、全数を把握してございまして、オーナーが資金の返済を全部終えて、特定優良賃貸住宅を終えている方もいらっしゃいます。今、公社で管理しているものの中には6者程度、特定優良賃貸住宅がございまして、その入居率等の状況は承知してございます。
- 白井委員 ちょっとわからないな。6シャ？「シャ」っていうのは会社の社なの？何のシャなの？6シャっていうのは、「者」？
- (「者のほうです」と呼ぶ者あり)
- 白井委員 6者が持っている、6人が持っているものしか今ないの？住宅供給公社が管理しているのは、極端に言うと、6棟っていうこと？ちょっと教えてよ。
- 笠井建築住宅課長 特定優良賃貸住宅のほうは、もともと県がモデル事業として募集をかけまして、それに対して住宅供給公社と民間の方がチームとなって応募してきたという事業でございまして、やはり量は少なく、現在は6者だったと思います。

住宅供給公社が管理しているものはそのような状況でございます。

白井委員　　くだいようだけど、もともとは6者以上あったけれども、返済などが済んで、今、公共が関与しているのは6者っていうことですけど、どういうこと？ だって、全県下に6者ばかりじゃないと思うよ。民間がつくった優良賃貸住宅っていうのは。私の知っている人だって、当時つくった人が二、三人いたからね。え？ どういうことなの？

笠井建築住宅課長　特定優良賃貸住宅というのは、平成8年、9年、10年の3カ年に県の事業で募集をしまして、延べ12の事業者がございまして。そのほかに今まで住宅供給公社の改革プラン等の中でお話をしているファミリー賃貸住宅事業というのもございまして、これは特定優良賃貸住宅のような根拠法令がない活動でございまして、民間の方が公社と一緒に住居金融支援機構から資金を借りて建設するという制度です。こちらのほうは全部で31事業者がございまして。非常に類似している事業で、あわせると43の事業者がございました。特定優良賃貸住宅ということに限りまして、12者が順々にお金を返していったら、現在は6の事業者になってございまして。

白井委員　　そうだろうね。いっぱいあったはずだから、これはね。
ところで、私も最近あまり県営住宅の入居の実態っていうのはよく知らないんだけど、まだまだ待機者はいるんじゃないかなと思うんだよね。保育園じゃないけれども、自分の希望するところだと待機になっちゃうけど、どこでもよかったらいつでも入れるみたいな状況があるかなと思いますけれども。
民間が公のサポートを得て、財政支援、いわゆる融資を得て、補助金を得てつくったこの住宅を、個人の土地に個人がつくったものだから、県営住宅にするということはある得ない話だけれども、その民間の住宅の空き部屋を、低所得者に対して開放というか貸しつけるというか、そういうこともやっているんですか。

笠井建築住宅課長　民間のものはあくまで民間の事業活動になりますので、県営住宅の階層の方に入居していただくためには、先ほど申しましたように家賃8万円のものを3万から5万ぐらいに、三、四、五万ぐらい下げないと入れません。そうすると、民間の方は自分の資金計画が成立しませんので、基本的には民間の方が県営住宅層を入れているというケースはありません。

白井委員　　要するに、先ほどの課長の答弁ですと、今、6者ぐらいしかいないと。それ以外は返済等が終わったから、そういう縛りでなくなって、普通の、いわゆる賃貸マンションとか賃貸住宅としてフリーになっているっていうことだね。
そうすると、今、公共関与しているのは6者で、この6者の入居率は十分把握しているという話だけれども、今のこの時代、空きマンションが多いとか何とかいろいろ話があるけど、この6者において、経営上の問題とかはいかがなんでしょうか。

笠井建築住宅課長　今残っている6者の方では、入居率は70%から高いところで87%ぐらいと、一定の入居率はあると判断しております。ただ、やはり住宅金融支援機構から借りた資金の金利が、今になると高くなってしまっているということで、経営上厳しいという方も二、三見られます。そういった方には資金の借りがえなどを公社のほうから指導しまして、少しでも返済が楽になるようにというよ

うな取り組みをしてございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第121号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

遠藤副委員長 私も注目させていただいている、県土3ページの南アルプスの小笠原橋北詰の交差点の改良工事についてお伺いいたします。

私もここは相当利用させてもらっておりまして、朝夕は自転車の往来があったり、非常に交通の要衝であるというふうに認識しているんですが、どのような改良を目指しているのか具体的にお伺いをいたします。

丹澤道路整備課長 小笠原橋周辺の整備につきましては、本会議の一般質問でもお答えしたところでございますが、こちらにつきましては、今まで国が国道52号として管理していたところでございます。国の管理中も、長年、地域の課題として取り上げられた箇所と承知してございます。これまで国へ要請する中でさまざまな課題があった状況でございまして、国の中でもさまざまな検討がなされてきたということでございますが、この解決方法につきまして、どのような整備ができるかということを決めていきたいということで、県、市、及び国とで検討会を立ち上げたところでございます。

具体的な検討でございまして、まず、第1回の検討会を来月17日に開催する予定でございまして、ここで、現管理者でございます国のほうから、これまでの調整結果等を説明していただきながら検討していくということでございます。

具体的には、小笠原橋自体が60年たつ老朽橋ということでございまして、まず、橋はかけかえを検討することになります。単に橋をかけかえるのではなくて、橋詰にある交差点も含めまして、周辺をどのような形で改良ができるか、ゼロからスタートするという考え方で、検討会を通して、皆さんの合意形成を図っていくところからまず進めていきたいと考えております。

遠藤副委員長 これから検討会ということなので、住民の要望等を十分に聞いていただいて整備を進めていただきたいというふうに思います。

それから、権限委譲ということで、国道が県に移管されたということだったんですけれども、国道52号以外にも、こういった移管されたようなところがあるのかどうかお伺いいたします。

三浦道路管理課長 国土交通省の現在の動きですけれども、一般国道の直轄区間のうち、全国で58路線112区間、合計540キロメートルを地方へ移管するということがこの7月に公表されました。このうち本県へは国道52号バイパスの旧道部分である富士川町鵜沢から韮崎市船山橋までの約19キロが平成27年度末までに移管されることとなっております。そのため現在、引き継ぎ準備につい

で担当レベルでの調整を行っているところでございます。

遠藤副委員長 今後もそういう予定はあるんでしょうか。

三浦道路管理課長 国交省と今やりとりをしているんですけども、国から移管を受けるのが具体的になっておりますのは、とりあえずは国道52号だけでございます。

遠藤副委員長 それでは、また違う質問なんですけど、国と協議中であるというふうなことをお伺いしたんですが。

桜本委員長 すみません、遠藤副委員長、ページ数を。

遠藤副委員長 県土5ページです。
身延山インター、あるいは中富インター、この整備にかかわることでそういう協議がされているのかどうか。

乙守高速道路推進課長 高速道路用地事務受託事業費の件でございます。仮称でございますが、身延山インターチェンジと中富インターチェンジについては、地域活性化インターチェンジとして事業を実施してございます。

この地域活性化インターチェンジを整備する仕組みでございますが、本線接続部までは県など、連結する道路の申請者が行います。それに伴う本線に影響する部分については、道路事業者である国等が行います。それぞれを費用負担し整備するということでございまして、身延山インターチェンジと中富インターチェンジの場合については、県と国との間で施工範囲を決めて、それにかかる費用負担について協議をするものでございますが、費用負担等の協議が整ったことから、今回補正予算という形で御審議いただくということになります。

遠藤副委員長 平成29年度末までに本線開通するということなんですけど、今後の本線の工事の進展には影響ないという理解でよろしいでしょうか。

乙守高速道路推進課長 現在の進捗状況を申しますと、身延山インターチェンジについては既に整備中でございます。中富インターチェンジについては本年度より本体工事に入る予定となっております。いずれのインターチェンジにつきましても、本線供用時に間に合うよう、鋭意、国と調整を図りつつ整備を進めてまいりたいと思います。

遠藤副委員長 平成29年度末までに供用できるということによろしいでしょうか。

乙守高速道路推進課長 当然、本区間である富沢・六郷間においては、平成29年度末供用開始という目標が設定されてございますので、それに合わせる形で現在、国と調整しつつ進めているところでございます。

遠藤副委員長 それではもう1点、一般質問等の中で、防災、土砂災害の危険が緊迫しているという先生方の御議論があり、この中で、今年度中に事業ができないものが繰越明許費だという説明があったのですが、県土10ページの治水課の繰越明許費について、全体予算のどれぐらいが繰越明許費になるのか教えてください。

(保坂砂防課長が挙手)

桜本委員長 今、県土の10ページについてです。

遠藤副委員長 今、県土10ページのほうでお伺いしているんですけど、また、県土13ページの砂防課のほうで同じように繰越明許費があるので。

桜本委員長 じゃあ、保坂課長からよろしいですか。

保坂砂防課長 繰越明許費については、約14億円を計上させていただいています。砂防課の予算としては44億円ですので、率としては……。

遠藤副委員長 44億分の14。

保坂砂防課長 44億分の14億。すみません、率を……。

桜本委員長 やりとりしないでください。

保坂砂防課長 申しわけありません。
44億年中14億円でございます。

水上治水課長 治水課の繰越関係の率ということでございます。治水課の予算でございますが、治水課全体として約60億円でございます。このうち、繰越明許費は13億円ということでございます。約2割強ということですよ。

遠藤副委員長 相当、明許繰越されるということですが、きょうびの議論によりますと、やはり緊急を要しているという御指摘は多いわけございまして、単に事務的に今年度事業ができなかったからという説明では、住民の皆様が納得されないと思います。もっと丁寧な説明が必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょう。

保坂砂防課長 昨今の土石流の災害により、県民の方々が大変心配しているということで、議員からも御指摘を受けました。県としましても、危険な箇所等、優先順位を決めながら事業進捗を図る努力をしていくものであり、また、それについておくれる場合や、新規事業については、住民に丁寧に説明していく必要があると思います。現在も行っておりますが、今後もその方針で県民の方々に説明をさせていただきたいと思っております。

水上治水課長 治水課におきましても、必要な事業につきましては早急を実施をするべく、用地交渉等に鋭意努力しているところでございます。ただ、冒頭申しましたように、河川の工事は出水期を避けるということで、11月の現場着手ということになります。その場合には一定の規模の工事につきましては、どうしても3月中には仕上がらないということになりますので、少なくとも翌年の6月以降の出水期の前に終わらせるような形で工事を進めていくということ、住民の皆様にも説明会等の折、御理解をいただくようにしながら進めていきたいと思っております。

遠藤副委員長 わかりました。計画的に明許繰越をするものもあるし、用地交渉とかいろいろ

るな状況等で明許繰越してしまう場合もあるので、その場合を分けて住民のほうに丁寧な説明をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

桜本委員長 どちらか答えてください。

水上治水課長 今、委員がおっしゃられましたように、住民の方々との説明会の中で、計画的にどうしても5月までかかってしまうものは、そういった形で御理解をいただくように説明していきますし、それから、当初、もっと早く着手する予定のものが用地等の制約、あるいは関係機関との制約でおくれるものにつきましても、その都度、現場のほうで説明をさせていただきたいと思います。

土橋委員 今の繰越明許費のことですけど、違う部署でも必ず出てくるんですけど、あまりにも多い。計画を立てて予算をつくったときには、これだけが必要だって言っているんですけどね。それがやりきれないよってというのがあまりにも多い。今の治水課の場合は、出水期とかいろいろな話があったけれども、せっかく予算として計上して、これをやろうと決めたのができないというのは、例えば、業者が足りないのか、県のほうが段取りをするのが遅くてできないのか、その辺のところはどうなんですか。

大久保県土整備部技監 一昨年度同様、昨年度末に補正予算を計上いたしました。道路の場合でございますが、繰越明許費を見ますとかなり多いという印象が持たれておりますね。事業が全体におくれていると思われるのが一般的だと思いますけれども、実は、平成26年度当初予算に計上した部分につきましては、一部は2月の補正予算で計上しておりまして、全体で言いますと、前倒ししているという状況でございます。それで2月の補正予算分につきましては、きょう9月30日時点でございますが、上半期においてほぼ100%発注を終えたところでございます。

それから、平成26年度当初予算分につきましては、6割の発注を目標にずっと進めてまいりました。したがって、全体としては昨年と同様、事業はむしろ前倒しで進めているということでございます。

したがって、今回の繰越明許費の中には、昨年の道路の予算編成において平成27年度にかけて実施する予定のものも実は取り込んであるという事情もございまして、全体として前倒しで進んでいるという状況でございます。

土橋委員 多分、この事業っていうのは、今期はできないけど、来期にまたがってやる予算も計上していると思うんですけど、例えば、治水のことにしても何にしても、我々が地元へ帰ってくると、ここが朽ちていて危ないから何とかしてくれとか、そういうお願い事があるんですよ。

鎌田川の工事でも、これだけの繰越明許費があるということだけど、鎌田川なんて、もう何年も前にお願ひしてあるけれど、護岸の丸太が倒れていて、これを見ている地元の人が切れると困ると言っている。対応をお願いをすると、予算のことがあってとか言って、少しずつやりますなんていう返事をもらっているんだけど、そう言っているながら、こことは別のところだと思うんですけど、同じ鎌田川で今回は何億も明許繰越になりましたとかっていう話を聞くと、これじゃあ、同じ鎌田川だからそっちのほうを先に直せばいいじゃないかというようなことを感じます。委員会の県外調査で広島まで行って、土砂災害現場を視察しましたが、国道のすぐわきが崩れているわけなんだよね。いっぱい家もあったりして。そういうことを考えると、やることはどんどんやらないと思

います。

どちらでもいいですけど、その辺のところの答えをお願いします。

水上治水課長 今、委員のほうから、鎌田川の繰越の件でご質問がございました。今回、繰越明許をお願いしております鎌田川につきましては、国補の事業で、中央市の区間、あるいは甲府市の中央道より下流の区間、という箇所でございます。

今、委員のほうから御指摘がありました、護岸が朽ちているというところは、恐らく甲府市の上流側から昭和町にかけての、地元から御要望があるところでございます。そこにつきましては、採択基準に満たないということで、国補の事業に取り込んでいただいてございませんので、県単独の維持修繕費をもって修繕をしております。非常に予算が厳しく、思うように進まないということで、住民の方々には御不便をかけておりますが、予算の範囲内で実施していくという状況でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第123号 平成26年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第124号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第125号 契約締結の件

質疑

小越委員 西関東連絡道路、そもそもについてまずお伺いします。甲府市桜井町からの西関東連絡道路、1期、2期合わせてお幾らかかる予定なんでしょうか。今かかっている金額、それから、これからかかる金額を含めて御回答ください。

丹澤道路整備課長 事業費でございますが、西関東連絡道路、甲府山梨道路の1期については、平成9年から18年まで10年間で364億円を要してございます。平成21年3月に着手しました甲府山梨道路の2期につきましては、現在、見込みとい

たしまして、全体で126億円を予定してございます。

小越委員 全部で490億円の見込みということですね。
それで、今現在、桜井から万力まで供用開始されて通行できると思うんですけども、その交通量がどの程度なのか、推計値と、それから、現在の状況をお願いします。

丹澤道路整備課長 既に供用してございます1期分につきましては、事業着手当初の計画交通量は、ランプごとに区間がございますので、幅のある数字になるのですが、1万4,200台から1万2,700台を計画交通量としてございました。これに対しまして、平成22年度の実測値でございますが、現在の西関東連絡道路の計画交通量と対比できる区間は、大蔵経寺山トンネル側の、このうち桜井から鎮目の間だと思えます。これが1万5,161台で、終点に近いほう、万力に近いほうでございますが、1万3,484台ということです。これを見ますと、計画交通量に対しまして約1,000台程度上回っているということでありませう。

小越委員 1,000台程度上回っているという一方で、一緒に並んでいます旧道の交通量はどのようなくあいになっているのでしょうか。

丹澤道路整備課長 旧道部分に当たるところでございますが、大蔵経寺山に対応する場所である笛吹市の石和町松本の観測地点で見ますと、22年度現在で1万3,563台通っております。ということは、ここの断面を通っているもののうちの5割5分ぐらいが西関東連絡道路、4割5分ぐらいが現道を通っているということになると思えます。

終点側のほうでございますが、万力に近いほうの山梨市落合というところの数字がございまして、そこでは7,374台ということでございます。西関東連絡道路が1万3,000台に対してこちらは7,000台ということでございますので、自動車専用道路のほうが現道の2倍ぐらい走っているという計算になるかと思えます。

小越委員 そうしますと、今度新しくつくる2期のところ、万力ランプから岩手ランプのところの計画交通量推計値はどのぐらいを見込んでいらっしゃるのでしょうか。

丹澤道路整備課長 ここにつきましても、万力ランプから八幡ランプ、そして岩手ランプというふうに区間が分かれますが、万力に近いほうで8,900台、岩手ランプに近いほうで6,200台という交通量を計画交通量として定めてございます。

小越委員 ということは、甲府に近いところの石和町のあたりですと1万3,000台、それから西関東連絡道路が1万5,000台ぐらい。しかし、だんだん向こうの山梨のほうに行きますと、だんだん交通量が減って行って、旧道のところは山梨市落合のところでは7,300台、今度つくる予定のところは、マックス8,900台ということになりますと、今走っているところの7,000台とか9,000台の車が西関東連絡道路のほうに移りますと、国道140号は車がなくなってしまうということになりませんか。

丹澤道路整備課長 新たな道路をつくりますと、当然、それに対応する旧道から交通量が転換するというのもございます。ただ、それだけではなくて、広域的に見まして、

周りから交通が集まってくるということ、道路が開発されたり、利用頻度が高くなれば、誘発されて交通量もふえてくるということがございます。現実に、先ほど申し上げました、例えば、西関東連絡道路1万5,000台に対して、石和町松本の現道で1万3,000台、合計2万8,000台、約3万台近くなんですが、実際はこの区間につきまして、西関東連絡道路がなかった平成9年ころですけれども、石和町松本の辺を通過していた交通量が1万6,000台ということでございます。ということは、ほかの道路を通過していた、例えば国道411号を經由して甲府市と峡東地域を行っていた交通も、新たに高速性、定時性が確保された自動車専用道路に広域的な転換がされたということでございます。単に並行するバイパスの交通量を現道から転換するだけではなくて、かなり広域的な交通の転換が図られるということでございますので、今、委員の質問にありました現道交通が全てなくなるのではないかとということではなくて、より広域的に利用される道路となると考えております。

小越委員

いただきました西関東連絡道路のパンフレットによりますと、渋滞緩和、所要時間短縮とあります。これを見ますと、万力・岩手橋間で約7分かかっていたのを、この区間の整備により3分短縮されると。3分短縮のために、今回のトンネルもこれだけお金を使うと。全体で490億円お金がかかるわけですよ。先ほど、違うところから車が集中しましたって言いました。そうすると、ほかのところでもまた道がすくわけですよ。いろいろな道をつくるときに、渋滞解消っていうことをずっと言っているわけです。そうしますと、旧道のところの経済効果というものはいかなものかと私は思うんです。通過して交通しますから、山梨市のあの付近のお店、商店街のことも含めて、だんだんさびれてくるんじゃないかと。この交通量がほとんど西関東連絡道路に行きますからね、これからも。そうしますと、この道路そのものが高規格道路ということでお金をかけて、現国道140号のところの交通量を減らすと、商店街の活性化を含めても悪くなるんじゃないかと思ひまして、私はこれについては、後で討論もしますけど、反対をしたいと思ひます。

丹澤道路整備課長 先ほど委員のほうから指摘がございました所要時間の短縮でございますが、道路の交通量は平常時でスムーズに流れているような時間帯で推計することになっておりますので、朝晩の混雑時については、これよりはるかに時間短縮効果、渋滞の影響の軽減が図られるというふうに考えています。

それとあと、道路の混雑緩和が広範囲にわたるということでございますが、現実に国道140号につきましては、平成9年の段階では混雑度1以上をはるかに超えていたということでございます。平常時の混雑度が1.0ということは、朝晩については混雑度が1.8とか2とか、非常に厳しい混雑が起こっていたということでございますので、これはそういう部分も含めまして、整備効果が働いたと私どもは第1期工区につきましては評価しています。

討論

小越委員

この議案に対して私は反対です。

先ほども話をしましたがけれども、全体で490億円かかるのに対して、国道140号の交通量は減るだけです。隣同士に道路が走っていても、ほかのところの渋滞緩和のためだと、新山梨環状道路を含めてそこは国道の渋滞緩和のためだという。これでは、ほかの道路全ての渋滞緩和になってしまいます。それ

と同時に、このように道路をつくることによって、その周辺道路の経済効果も薄れてきます。大きなお金をかけて3分短縮するだけのために、このような道路をつくることには反対です。

採決 採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第126号 和解の件

質疑

石井委員 今、御説明いただいたんですけれども、この和解の相手が4名であるということですが、最終的に損失補償の相手は3名となっておりますけれども、これはなぜなのか。また、損害補償の相手方が3名となることによって補償額は変わっているのかどうかということをお伺いいたします。

清水用地課長 今回、和解する土地でございますが、先ほど御説明したとおり、4名の共有地となっております。共有者間で所有権等について争いがございました。ところが、審理の中で収用委員会から和解の勧めがございまして、補償割合等につきまして共有者それぞれと話し合いが持たれたところでございます。その結果、損失補償金については1名はなしとして、他の3名で補償額を配分するという事で共有者全員が合意したということでございまして、収用委員会により、それをもとに和解案が作成されてございます。

このため、県では損失補償基準に基づいて算定しました損失補償の総額を、それぞれの配分割合に応じまして3名に支払うこととしたものでございますので、損失補償総額につきましては変わりはありません。

石井委員 土地収用法に基づいての和解とするという説明であります。任意による契約の場合とは違いがあるのか。

清水用地課長 収用法に基づく和解ということでございまして、ちょっと聞きなれないわけですが、この和解が成立いたしますと、収用法に基づく裁決、いわゆる判決があったと同じとみなされまして、同一の効果が生じるということになります。それから、この和解が成立しますと、当事者については和解の成立またはその内容について争うことができないということがございます。

具体的に、任意契約の場合との違いでございますが、例えば土地所有者が土地の引き渡しを拒むという事態になった場合、任意の契約ですと改めて明け渡し訴訟を提起していかなければなりませんけれども、この収用法に基づく和解の場合は、そういった手続きを経ることなく、ただちに行政代執行の手続きをとることができるということです。

石井委員 大変御苦労もあろうかと思っておりますけれども、一応、和解が成立したということの中で、今後についてちょっとお伺いします。滝坂下今井線の事業の進捗状況等についてはこれからどんなふうに進んでいくのかお伺いします。それからもう1点、和解後、事業のスケジュール等についても一緒にお伺いいたします。

望月都市計画課長 申しわけございませんけれども、お手元の配付資料の9ページを再度お開きいただきたいと思っております。都市計画道路滝坂下今井線は 期工区としまして

旧双葉町と旧敷島町の町界でありました、貢川橋から都市計画道路大屋敷横町線交差点の先までの延長1,220メートルの区間で両側に歩道を備えた全幅17メートルの道路とする拡幅事業を進めているところでございます。

事業の進捗状況でございますけれども、本和解が成立いたしますと、用地取得は100%となります。また、工事につきましては、現在、計画延長1,220メートルのうち、図面で黒く整備済みと塗ってある場所の、約935メートルの改良が完了しておりまして、約75%の進捗率となっております。

今後の事業スケジュールでございますけれども、今回の和解の成立後、速やかに残りの工事を発注する予定でございます。期工区につきましては、平成27年度中の完成供用を目指しております。それから、期工区の記述もでございますので触れさせていただきますと、現在、用地の取得率が約80%の状況となっております。こちらのほうにつきましても早期の全線開通を目指しまして今後鋭意取り組んでまいりたいと考えてございます。

石井委員 この道路が完成すれば、非常に経済効果が出るものと、このように考えているわけでございますけれども、1日も早い完成に向けて進めていただきたいと、このように思っているところでございます。今後も御苦労かけますがよろしくお願ひします。

望月都市計画課長 この路線には、近くに小学校もございまして、最近開発された響が丘という住宅団地もございまして、通学路としましても、これまで非常に危険を指摘されていた路線でございますので、早期完成をいたしまして、地域住民の安全、それから円滑な通行に資するような道路に整備してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(河川内の樹木等の処理について)

久保田委員 三浦道路管理課長には、前委員会で約束してくれた、街路樹の除草と道路の白線について対応していただきましてありがとうございました。

きょうは治水について水上治水課長に聞きたいんですけども、釜無川だけじゃなく、あらゆる河川の中に雑木やアカシアが生えていますよね。今、土砂災害とか騒がれておりますけれども、もしゲリラ豪雨でもあって大量の水が河川に流れていった場合、その雑木が流木になって、下の橋げたで河川をふさぐとなると、土手等が氾濫するかもしれない。そういうことにならないようにしてもらいたいんです。5年ぐらい前に、八田地区の釜無川のところの雑木を切ってもらったんですけど、その時と同じようにもう高さ10メートルもあるような雑木が生え繁っていますので、それはどういう形で処理しているんですかね。それを聞きたいです。

水上治水課長 河川内の樹木につきましては、私どもも頭が痛いところでございまして、委員がおっしゃるように、河川の中に木が生えて、それが洪水時に流れて、橋げ

たが詰まるというような危険性については重々承知しているところでございます。

これにつきましては、6月にも御質問をいただいた中で、河川の単独費の改良費を若干減らす形にはなるんですけども、県の河川の維持管理の予算を充実しまして、立木の伐採に努めております。それから、伐採した木や枝が廃棄物になるということで、これを有効利用していただくように、周囲の住民の皆さんに無料配布というような形で処分し、全体の量を減らすことに努めているところでございます。

それから、先ほど具体的な場所があげられました釜無川の八田地区でございますが、これにつきましては国土交通省の直轄の管理区間ということになってございまして、国土交通省のほうでその必要の度合いに応じての対応ということになります。維持管理する中で立木伐採をしていくというふうに聞いてございます。

久保田委員 今、話は大体わかったんですけど、国、県、それぞれ管理するところがあるということですが、国の管理している区間は誰にお願いすればいいんですか。やっぱり県にお願いするしかないんでしょうね。

水上治水課長 今、甲府河川国道事務所のホームページのほうに、今年度の予定ということで、信玄橋の下流800メートル右岸側を立木伐採すると記載があります。委員のおっしゃるところの近くということでは、そういう予定になっておるようです。

こういった要望についてということですが、市町村のほうでも、それぞれ定期的に国と会合する機会がありますので、そういった機会を捉えていただいてもよろしいかと思えますし、必要に応じて私どものほうに言っていただければ、私どものほうから国のほうにお願いするというのも可能であります。

久保田委員 信玄橋から開国橋は2.5キロメートルあるんですよ。800メートルだと3分の1、また、開国橋から中条橋までやはり2.5キロメートル。大体2.5ずつ間隔があるんですよ。去年かおととしに竜王方面の立木伐採をやったんですけども、その時と同じぐらいにもう丈が伸びてきています。やはり、切るだけじゃなくて、もともとから抜いてもらうというか、片づけてもらわない限りは根本的に解決しません。切っても、次の作業のときには、もう同じぐらいに伸びている。ニセアカシアはすごい成長が早いですよ。ぜひとも川は川らしくしてほしいなと思います。広島であった土砂災害について、こんなことは初めてだなんて言う人がいるんですけども、もし災害、大水で釜無川が氾濫したとなると誰が責任をとるのかということを考えるんですよ。責任なんてとる人は誰もいないと思うんですよ。だから事前にそういう立木は処理してほしいなと。ここだけじゃなくて笛吹だってすごいですよね。だから、山だけではなくて、川のほうもやったらどうかなと思うんですけど、その点はどうですか。

水上治水課長 おっしゃるとおり、ニセアカシアは非常に繁殖力が強うございまして、切ってもまた生えてきまして、文献等によりますと、根を抜いても、本当に末端の小さい根だけでもまたそれがもとで繁殖するというようなことでございます。非常に頭を痛めているところでございます。

何かうまい手はないかということで考えつつ、先ほど申し上げましたように、維持管理予算の充実を図って、非常に地域からの要望も多うございますので、

まずは、改修的なものが若干おくれても、今ある河川の河道の状況をきれいにしていくというところに力を入れていきたいと思っていますし、笛吹につきましても、山梨の岩手橋から下流については同じく国直轄の河川ということでございますので、国に対してもまたそういう要望をお伝えしていきたいと考えてございます。

久保田委員 その言葉をまた信じます。ぜひともよろしく願います。

水上治水課長 折を見て、私どもの事業費の確保とともに、そういった樹木の伐採をやっていただけるよう、国に対して要望してまいります。

久保田委員 折じゃなくて、常に前向きに願います。

水上治水課長 前向きに頑張っていきます。

(新山梨環状道路の整備について)

大柴委員 主要施策成果説明書の62ページの新山梨環状道路の整備について伺いますけれども、この道路は今から20年ぐらい前に、構想では20年ぐらいかけて完成をさせるといっていたというように記憶をしています。我々も新たな幹線道路のネットワークが構築されて、県民生活の利便性の向上とか、県内経済の活性化に役立つものと大いに期待をしていたわけですが、現実としましては、西部区間と南部区間は開通したものの、国の直轄の北部区間と、県施工の東部区間はともに平成25年3月によろしく都市計画決定されるにとどまっている状況であります。経済状況等もいろいろ勘案してあると思うんですけれども、国道20号や山の手通りなんて言っている県道甲府葦崎線に慢性的な渋滞が見受けられるので、もっと事業の進捗を加速できないかと我々はちょっと思っているんです。

そこでまず、北部区間と東部区間の完成予定はいつになるのか。そしてまた事業計画はどうなっているのか教えてもらいたいと思います。

丹澤道路整備課長 新山梨環状道路の整備についてでございますが、私のほうからまず、昨年度から事業化いたしました、県施工の東部区間の状況と見込みとをお話しさせていただきます。

東部区間につきましては、現在供用している南部区間の終点でございます西下条ランプから国道20号の石和町広瀬までの7.1キロメートルという区間が県の施工区間になってございます。この7.1キロメートルのうち、昨年度にまず、西下条から落合町までの1.6キロメートルを先行して事業化したところでございます。引き続きまして、平成26年度は残りの5.5キロメートル、石和町広瀬までを事業化しまして、県施工の東部区間につきましては全て事業化されているところでございます。

現在の進捗でございますが、先行いたしました1.6キロメートル区間につきましては、既に用地の確保ができていた部分も含めまして、用地取得の進捗を図っていたところでございますが、一部、工事に着手できる状況が整いましたので、先般、蛭沢川に橋梁をかける工事等に着手したところでございます。まだ用地が十分取得できてはいませんので、もうしばらくは用地交渉も並行して進めていきたいと考えております。残りの5.5キロメートル、今年度事業化した区間につきましては、非常に長い区間でございますので、全10地区において、各地区ごとに説明会を既に開いております、御了解をいただいたと

ころから、設計のための測量に着手したというところでございます。

今後の見込みでございますが、事業の進捗には、地元の協力、要するに用地の取得と、総額で350億円から400億円程度見込んでいる事業費の確保という課題が残されております。予算の確保の状況とか、地元の協力体制によりまして事業の進捗というのは大きく変わってまいります。今、完成見込みという御質問もございましたが、予定といたしましては、十数年ぐらいで完成させたいですが、東部区間は南部区間とつながりまして、広域的にはリニア新駅の東方面からのアクセス道路となるという役目も担ってまいりますので、どんなに遅くともリニアの開業までには必ず間に合わせる、東部区間と北部区間にかけて、西関東連絡道路まで連結させるという目標を持ちまして順次進めていきたいと考えております。

北部区間につきましては、高速道路推進課長から説明させていただきます。

乙守高速道路推進課長 新山梨環状道路の北部区間でございます。東部区間に続く石和町の広瀬から甲斐市の宇津谷までの約17キロでございます。委員御指摘のとおり、東部区間とあわせて、平成25年3月に都市計画決定が終わったところでございますが、この区間については残る未事業化区間となっておりまして、県では国に対して、東部区間と同様にリニア中央新幹線の開業までの全線整備を目指して、平成27年度からの新規事業化を、まさに今、国や国会等の関係機関へ働きかけを行っているところでございます。

大柴委員

リニアまでにはしっかりやってもらいたいと思います。また、今言われたように、北部区間が甲斐市側から事業着手をされているようですが、県道甲府韮崎線の武田交差点から十郎橋西の交差点の渋滞解消を図るためには、甲府市の桜井町側からも進めていっていかないと、なかなか渋滞解消にならないんじゃないかなと思うんですけれども、土地の用地交渉等もあったり、また、国と県との間でいろいろな協議がされていると思うんですけど、その辺のところはどうなんでしょうか。

乙守高速道路推進課長 ただいまの北部区間についての優先整備の箇所という御質問でございますが、まず、県といたしましては、北部区間について、広瀬インターから、先ほど申しました宇津谷までの全線の新規事業化を要望しているところでございます。

そのような中で、県が整備する東部区間が事業化となったこと、また、整備中の西関東連絡道路の進捗状況などを踏まえまして、広域的な幹線道路ネットワーク網の観点から、東部区間と接続する石和町広瀬から甲府市の塚原インター間の優先した整備について、今、県から国へお願いしているところでございます。

大柴委員

わかりました。早目の開通を期待しておりますので、しっかりとお願いいたします。

(都市公園の防災拠点機能の強化について)

次にもう1点だけ、主要施策成果説明書の100ページの都市公園の防災拠点機能の強化について伺います。都市公園でここに5つ公園が書いてあるわけですが、この中で地震災害時、生活物資等の中継基地とか広域避難地域としての機能をさせるという説明がありますけれども、もうちょっと具体的に教えてもらえますか。

望月都市計画課長 災害時の生活物資等の中継基地という部分についてでございますが、東海地震の発生時などにおきまして、山梨県地域防災計画では、県外からの生活物資の搬入の中継基地として、小瀬スポーツ公園及び富士北麓公園を位置づけております。これは、小中学校などは市町村の住民の方の避難地になってしまうので、これらの公園が県外からの物資の運び込みの中継基地という形で位置づけをされたものだと思います。

小瀬スポーツ公園では、野球場、テニスコート、体育館、第1駐車場が、富士北麓公園では、体育館や小駐車場が生活物資等の保管場所に充てられるような計画になっております。これらの施設におきまして、中継基地として物資等の搬入や搬出が円滑に実施できることなど、機能が十分果たせますように、防災公園事業としまして、物資搬入口整備や体育館の天井改修などを行っているところでございます。

大柴委員

災害はいつ来るかわからないというのと、今、本当に想定外な災害があるわけですから、こういうのは早くやっていただきたいと思うところなんですけれども、この5つのうち、今おっしゃった2つの公園をこのように活用するために、どのような施設整備が必要と考えているのか。そしてまた、都市公園ごとに、どういうことをやるという説明をしてもらいたいのと、できれば、その施設が今、どのくらい整備できているのか、進捗率等を最後に教えてください。

望月都市計画課長 ここにあります生活物資等の中継基地としての機能を持たせる公園としましては、先ほど説明しましたとおり、小瀬スポーツ公園と富士北麓公園ということになっております。それから、広域避難所といたしましては、やはり小瀬スポーツ公園、それから、ここには出ておりませんが、既に整備が完了している緑が丘スポーツ公園が広域避難所の役割も担うことになっております。

その他の公園につきましては、大地震の発生時に本県に派遣されます警察、消防、自衛隊などが応急対策を実施するための宿营地として使用するために、防災活動拠点としての整備を中心に行っているところでございます。その内容につきましては、緊急車両出入口の新設、それから、緊急車両も通行できるような園路の拡幅、園路や駐車場の舗装、そしてヘリポートの整備などを行っているところでございます。特に、笛吹川フルーツ公園のような、全体が傾斜地となっているような公園では、斜面の一部に水平なヤードの確保を行い、富士川クラフトパークのような、カヌー場として池があるような公園では、防災用水確保地として池の整備などを行うようなこともっております。なお、これらの整備につきましては、平成20年度から26年度までの計画で進めているところでございまして、園路の拡幅やヘリポート整備など、緊急性の高いものから進めている状況でございます。

進捗率については、事業費ベースではございますけれども、平成25年度末で富士北麓公園が80%、小瀬スポーツ公園が90%、富士川クラフトパークが90%、笛吹川フルーツ公園が75%、曾根丘陵公園が70%となっております。全ての公園につきましては、平成26年度予算で、今回実施している防災公園事業については完了する予定となっております。

(流域下水道事業の見直しについて)

小越委員

大きく4点ほど伺いたいと思います。

まず1点目。本会議で鈴木議員から質問がありました流域下水道の見直しに

についてお聞かせください。本会議で答弁された流域下水道の見直しについて、スケジュールや今後の課題がありましたらお示しください。

丸山下水道室長 まず、スケジュールでございますが、近年、人口減少など社会情勢に大きな変化があるということから、今後、下水道整備としてどのぐらいまでレベルを上げるのか、処理区域はどの辺まで狭めるか、広げるかということ、県と市町村で協議いたします。県のほうの流域下水道においては、今処理できる部分の施設整備というのは既に終わっていますが、今後、市町村が整備する、いわゆる枝線、管渠につきましては、ちょうど見直しの時期ということもありまして、いわゆるアクションプランと申しますか、市町村における計画を平成27年度までに策定していきたいというふうに考えております。

小越委員 見直しをすることによって流域面積が減り、また、人口が減ることになりますと、下水道が入らず、合併浄化槽なり集散的なものになりますか。そこに対する支援というものは県から何かあるんでしょうか。

丸山下水道室長 汚水処理の方式といたしましては、私どもが所管している下水道事業のほかに、農政部がやっている農業集落排水や、森林環境部でやっている合併浄化槽の補助等がございます。農業集落排水はもう事業をやっていないというふうにお聞きしているんですが、合併浄化槽への切りかえと設置につきましては、各市町村で補助制度というものがございますので、それを活用していただいて、ぜひ汚水処理をしていただきたいと考えております。

小越委員 見直しによって、市町村の負担ですとか、加入されている住民の方々の負担がふえるというようなことはないんでしょうか。

丸山下水道室長 流域下水道の建設費及び維持管理費については、市町村が負担する予算で執行してございます。当然、全体計画の中で処理区域の面積が減れば、その分、全体事業費も減るわけですから、市町村の負担も減るということになってございます。

(県道の管理について)

小越委員 もう1点、県道、市町村道も含めての、道路におけるラインのことをお伺いしたいと思います。

まず最初に、県の管轄しております道路は大体何キロメートルぐらいあるんでしょうか。

三浦道路管理課長 県管理道路は179路線、合計で1,843キロメートルでございます。

小越委員 実は、南アルプス市では、南アルプス所管の市道の白いラインですけれども、センターラインなどを含め、23%が消えているということが議会で取り上げられたそうです。南アルプス市で23%ということなので、県の1,843キロメートルに23%を掛けていいかわかりませんが、県管理の道路でこのような、白いラインが消えているとか不備があるところはどのぐらいあるのか御存じでしょうか。

三浦道路管理課長 区画線の管理につきましては、自動車等の交通量にもよるんですけれども、通行による磨耗なのか、除雪などによって損傷しているのかということは現地

状況によって違います。管轄する建設事務所が担当しているのですが、その管内の日常パトロールによって視認性を確認して塗りかえなどを行っております。やはり、作業が後になる、先になるというのがありますので、後に回った分については消えている部分もあるかと思えますけれども、あくまでもこれは視線誘導、安全施設ですから、危険がないように維持管理しようということに対応しております。

小越委員 ということは、県の管轄では危ないところはないという認識なんですか。私も何カ所か回っておりますと、ことしはかなり雪が降りましたので、チェーンなどでかなり路面が削られていて白い線が見えないところ、停止線や路側帯、センターラインも含めて、消えかかっているところはかなりあるんじゃないかと思うんですけども、それについての把握というのはこれからしないんでしょうか。

三浦道路管理課長 建設事務所で管内をパトロールする中で、委員がおっしゃるように、部分的に消えているところがありまして、新設したところで当分大丈夫というのをまずAランクとし、良好である、ある程度その機能が保たれているというところはBランクとし、これは早急に施工が必要だよというところをCランクというように区分をして、順番に対応して、危なくないように維持管理は努めておりますが、やはり一度に全部というわけにはいきませんから、順次発注をかけたままに対応している状況でございます。

小越委員 ということは、そのCランク、早急にしなければならないところは何キロあるとか、それはわかります？それはことし中に手を打つんですか。

三浦道路管理課長 管内、一応、延長とかも調査しておりまして、今集計していないんですけど、それはしっかり把握をして、早急に対応していくつもりでしております。

小越委員 Cランクがどのぐらいなのか。ことしは大雪が降ったので、Cランクというところがふえてくるんじゃないかと思うんです。それで、それに対しての補正予算なり、予算の裏づけはちゃんとあるんですか。このCランクというのが、いつまでにちゃんと全部できるのかをお示してください。

三浦道路管理課長 やはり予算との兼ね合いもありまして、道路維持修繕費という県単独経費で対応しておりますので、そうなっているところの全部という対応は今ここで約束できなくて申しわけないんですけど、できるだけ支障が、危ない箇所が少ないような対応を継続してやっていきたいと考えております。

小越委員 じゃあ、さっきの答弁と違うじゃない。Cランクは早急にやりますって言ったでしょう。それがお金がないからできるかどうかわかりませんっていう答弁に変わっちゃうわけですね。南アルプスでは補正予算を組んで、この二、三年のうちに、あと23%、10キロ程度あるらしいですけど、何とかすると。県道のラインが消えているところ、国道も含めて、県に言いたいって言っていましたよ。県が、Cランクについて早急にするって言いながら、金がなくてできません、修繕費だって言いますと、道路って車通るところですからね、危ないんですよ。それは公安、警察のところも関係するかもしれませんが、修繕費が足りないから、Cランクが幾つあるかもわからないまま何とかしますじゃなくて、これはいつまでにどうするかっていうのをちゃんと計画決めてやって

もらわないと、また雪が降って、タイヤでそのままこすっていきますと、また減ったままになる。そこはね、やはりちゃんと管理をして、どこが足りないのか、いつまでにやるのかっていうのを示してもらわないと、安全にできないと思うんですけど、そこはもう1回御答弁お願いします。

三浦道路管理課長 南アルプス市のほうでそういう御意向があるということでございますので、市のほうにも確認をした上で、我々もCランクは把握しているつもりでございますが、その辺の整合をとりながら、できる限り早急に対応する方法を考えていきたいと思えます。

小越委員 Cランクが何キロ、何カ所あるのか、ぜひ後で資料をいただきたいと思えます。

(大規模ソーラーパネルと景観保護について)

3点目ですけれども、景観のことについてお伺いします。

私も本会議でも質問しましたけれども、甲府市の善光寺の参道から見える山のところに巨大な太陽光パネルが設置されております。農地転用で6,900平米、山林の地目変更で4,862平米、合計1万平米を超える大規模な巨大ソーラーパネルがつくられております。参道から見て、善光寺の屋根のすぐ上です。非常に見苦しいというか、景観上好ましくないところにそのようなものが設置されてしまっております。景観の面から、県はこのように指導されるのでしょうか。

桜本委員長 すみません、ちょっと答弁の前に。申しわけないです。先ほど、小越委員から、三浦道路管理課長のほうにCランクの資料をという請求がありましたので、委員の方々にも提出願うということによろしいですか。

三浦道路管理課長 わかりました。

桜本委員長 どのぐらいまでにできそうですか。めどを教えてください。

三浦道路管理課長 じゃあ1日いただいて、明日中ということによろしいですか。

桜本委員長 皆さん、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

桜本委員長 じゃあ、そのように私のほうに提出してください。皆さんのほうに配付をさせていただきます。

丸山美しい県土づくり推進室長 当該箇所につきましては、甲府市内でございますので、景観計画を策定して景観行政を行っている甲府市の所管になります。甲府市の今の景観計画では、太陽光パネルは届出の対象の項目になっておりません。ですので、今、景観上、太陽光パネルについて行政指導というものはできない状況にあります。甲府市のほうでも、善光寺を含めた景観として問題があるということ認識しておりますので、取り急いで景観条例上で何とか対応したいということで、指導要綱を今、策定しているということ聞いております。ただ、それだと施工中である当該案件には間に合わないの、市としては、将来的な指

導要綱の内容に沿うような形で、業者に対してできるだけ景観上支障がないように指導を行っていくということを聞いております。

県といたしましては、市がこれから指導要綱などを策定するという事ですので、それに対して技術的な指導など、積極的に支援していきたいと考えております。

小越委員　これはたまたま甲府市の案件ですけれども、甲府市以外の山肌、日当たりがいいですからね。ブドウをつくっているところがたくさんありますから。でも、耕作放棄地がふえて、そういうところに次々と太陽光パネルの設置がされる可能性がなきにしもあらずと思います。甲府市以外の市町村ではどのような指導をされているのか、そこはどうでしょうか。

丸山美しい県土づくり推進室長　甲府市以外にも北杜市とか、やはり太陽光パネルの設置に適した土地については最近、太陽光発電の建設が相次いでおります。それに従いまして、住民から苦情等が寄せられているというようなこともありまして、県では、景観を所管する美しい県土づくり推進室とエネルギー局エネルギー政策課と一緒に、市町村の景観担当の職員とエネルギー担当の職員を集めまして、7月30日に、太陽光発電の設置について市町村のほうで適切に対応するようにという要請をしたところでございます。必要に応じて景観計画の見直しや指導要綱の策定などをして、適切に対応するようにお願いしているところでございます。

小越委員　ぜひ指導だけではなく、県が主導的になって、県内一円をカバーするぐらいのことはしていただかないと、なかなかストップがかけられない。太陽光発電を否定するわけじゃないんですけれども、山梨県は、桃源郷も含めまして、景観がやっぱり観光地の売りですので、そこが桃源郷じゃなくパネル郷になってしまいましたら何にもならなくなってしまうので、県が中心的に指導力を発揮してもらいたいと思います。

(大規模ソーラーパネルと土砂災害警戒区域について)

もう一つ、そのことについて聞きたいんですけれども、先ほどの甲府市の善光寺のところは、土砂災害特別警戒区域のすぐ隣です。土砂災害特別警戒区域のすぐ隣で、住民の皆様は大丈夫なのかということを非常に心配されております。1万平米超えるところですから、そのすぐ隣に土砂災害特別警戒区域があることについて何ら指導はないんでしょうか。大丈夫なんですか。

保坂砂防課長　土砂災害警戒区域につきましては、土砂災害が起こったときに被害があるところを示させていただいています。上流側の開発箇所は、現在の土砂災害防止法の中では規制することができませんので、森林法とか他法令によって規制されているという状態でございます。

小越委員　土砂災害警戒区域に指定されると、人が住んでいるところでは、住宅等の構造規制がかかります。太陽光パネルの場合は、ほかのものも含めて、何も規制がかからないとすると、もしその特別警戒区域のすぐ隣で土砂災害が起きたときに、誰が責任を負ってくれるんですか。県には責任がなく、民話の話ということになっちゃうんですか。

保坂砂防課長　土砂災害防止法の警戒区域というのは、土砂災害が起こった場合に人民等に

被害が生ずるところをお示ししてあります。残念ながら、上流側の開発等については、今、規制するものがないので、何回も繰り返すようですが、いろいろな他法令によって規制されているということでございます。

いずれにしましても、土砂災害の危険性があるということですので、地域の方々に土砂災害の危険性を認知していただき、雨が降った場合、または土砂災害警戒情報が出た場合には、注意して早目の避難等に心がけていただきたいということをお願いしたいと思います。

小越委員

そうしますと、先ほどのところは森林法にも引っかからないわけですよ。1ヘクタール以上の森林伐採ではありませんし、農転をしているわけですから。山林の地目変更と農地転用とで合体して1万平米以上のところが開発されて、それでも森林法も引っかからない、土砂災害防止法もだめだと。農振はそのままにしたと。誰かの土地のところにそれがつくられて、何か事故があったときは、じゃあ民民でお願いします、注意してくださいって、それはちょっとないんじゃないですか。特別警戒区域と定めているわけですから、こういうところにこういう危ないものをつくるっていうことを規制すること自体がなかったら、それはそこに住んでいる人の責任でもないし、誰がそこにストップをかけるんですか。土砂災害警戒区域の中でこのような危ないものをつくった場合、何らかの規制をつくるという方法を県として考えることできないんですか。

保坂砂防課長

ちょっと話が錯綜しているところがございます、特別警戒区域の中では当然いろいろな規制が入ってきます。ところが、何回も繰り返しますように、上流側の規制については何ら対処がありません。今後の国の状況などを見守るしかない。広島等のこともありますので、今後の国の状況を見たいと考えております。

小越委員

そうしますとこれは、県としても事故が起きたときには誰も責任を負わないと答弁されたと同じことで、住民の方々は誰にこの思いをぶつけていいかわからなくなってしまいます。

(砂防計画について)

もう一つ、砂防計画のことをお伺いしたいと思います。昨日も本会議でお聞きして、部長から答弁がありましたけれども、わからないのでもう1回聞きたいと思います。

何人かの方からも質問があって、部長が答弁されておりますけれども、1,000カ所当たっているとか、やっているとか。で、現在150カ所やっていると言ったんですけれども、では、完了したところは何カ所あるのですか。そして、必要な整備箇所は何カ所あるのか、数を正確にお願いします。

桜本委員長

課長、数だけ明確にお答えください。

保坂砂防課長

現在、答弁の中では1,000カ所というようにお答えさせていただいております。正確には、土砂災害警戒区域7,089カ所に対して1,029カ所、約1,000。そういう形で約7,000に対して約1,000カ所、着手させていただいているという状況でございます。

あと、事業ですが、チャレンジ山梨行動計画の中で新規箇所についてお答えしているという状況です。非常に多い箇所があるので、長い年月がかかると予想されます。ですので、県としては、近年、災害が発生した箇所とか、避難箇

所、避難路があるようなところを優先的に整備して、順次整備をしていきたいと考えております。

小越委員 だから、1,000カ所終わっているわけじゃないんですよ。着手しているって言いましたよね。確か150カ所を現在やっているというふうに部長は答弁しました。今のお話でいきますと、土砂災害警戒区域の7,000カ所、特別警戒区域6,000カ所のうち、非常に多い箇所だというふうに言っていましたけど、非常に多い箇所って、結局何カ所あるんですか。
何カ所あるかわからないと、これからどうやって計画するのかかわからないですよ。結局、何カ所整備が必要なのか、正確にお答えください。

保坂砂防課長 土砂災害警戒区域の7,000カ所を全て対象として、特に6,000カ所の特別警戒区域を重点的にやっているというところでございます。

小越委員 特別警戒区域6,000カ所のうち、特別警戒区域の中で砂防堰堤1カ所でいい場合もあるし、2カ所かもしれない、やらなくてもいいかもしれないところもある。だから、何カ所あるのかと聞いているんです。それは把握しているんですね。

保坂砂防課長 全ての箇所に具体的な計画を立てていくということは、現時点で非常に難しいところもあります。優先順位を決めながら、順次、詳細な計画を立てて事業を進めているという状況です。

小越委員 じゃあ、優先順位というのは？ どういうところからつくる？ 優先順位の中でも優先順位ありますよね。じゃあ、優先順位の公表はしないんですか。

保坂砂防課長 個々の計画になりますと、事前評価というのを受けなければなりません。先ほど言いましたように優先順位をつくりながら事前評価を受けて、それに基づいて公表してやらせていただいているのが今の現状でございます。

小越委員 この『県土整備事業の概要』という本をいただきました。これから拾いますと、この60ページのところの土石流危険渓流 だけでも、保全対象人家戸数4万622戸って書いてあるんです。自分のところはハザードマップ見てくださって言いますよね。ハザードマップを見たら、うちのところの近所だったと。いや、うちは入っていると。じゃあ、うちは大丈夫なのかと、心配になるじゃありませんか。じゃあ、うちのところはどのぐらい工事が進んでいるのか、うちは優先順位の場所なのか、何年ぐらいにやってくれるのかって、それがわからなかったら、家を建てかえるときに構造規制にも引っかかりますし、どうしたらいいのかと。なぜ公表しないんですか、それを。優先順位があるってことは、優先順位の場所は何カ所あって、その優先順位の場所の工事はいつまでに終わるんですか。

保坂砂防課長 何回も繰り返して言っていますが、長い年月がかかるということで、土砂災害防止法におきまして特別警戒区域に指定されますと、そこは開発するときとか、建物を建てる時、または改築するとき規制がかかります。ですので、既に特別警戒区域になっている場合は、住民の方がハザードマップを見れば、自分のところがどのぐらい危険なのか、また、家を建てる場合や開発する場合にはどのようにするのかということが示されている状況ですので、それに基づ

いて住民の方には判断していただきたいと考えております。

桜本委員長 委員長より申し上げます。質疑は堂々巡りの感があり、審議が停滞しておりますので、質問及び答弁は整理して簡潔にお願いいたします。

小越委員 本会議の御答弁で部長が言いました。今現在、砂防の予算は大体36億円。公共ですね。県単と国直轄も含めると平成26年度当初予算は51億円です。それが10年前の平成15年は公共は96億円でした。そして、全部あわせると120億円。約120億円だったものが今、半分以下ですよ。今、話を聞いていますと、優先順位を設けてやると言っていますけれども、きのうの御答弁の中で財源の問題を部長は言いました。これは非常に箇所が多いとさっき言いましたけれども、財源がないから優先箇所が少ないんですか。どっちが先なんですか。財源があって箇所を決めるのか、箇所があって財源がついてくるのか、どっちなんですか。

大野県土整備部長 当然であります。毎年の事業実施箇所につきましては、予算の額に応じてその箇所を決定します。毎年決定していくということでございます。

小越委員 平成15年は120億円ぐらい全部含めてありました。今回、51億円しかない。そうしますと、予算がこれだけ削られている中で、これからやっていく非常に多いと言われている工事の箇所が、これからも減っていくことになるんじゃないでしょうか。優先順位を設けてやるというのであれば、必要な箇所を決めて、そこに予算をつけるという、その方向転換はできないんですか。

保坂砂防課長 ハード対策については確かに、予算に左右されて、昔に比べれば現在はかなり少ないという状況があります。ですが、平成13年に施行されました土砂災害防止法というのは、まさしくそれを反映したもので、ハード対策でできないところは警戒区域に指定したり、大雨が降った場合、危険な場合、住民の方々に気象情報などの十分な災害に対する情報を与えて、逃げていただくというソフト対策を行います。ハード対策とソフト対策で総合的な土砂災害をすすめ、県民の皆さんの安全を守るということを今、進めさせていただいております。

小越委員 私たちが広島県に土木森林環境委員会の県外調査で行ったときに資料をいただきました。広島県は、砂防防災アクションプランというのをつくったそうです。優先的にするのか、どこまでやるのか、全部じゃないですけど、示してありました。その中で、全部やるには広島県では333年かかると答弁があったそうです。

今、非常に長い年月かかると言いました。金額もどんどん減ってきています。予算の額に応じて工事をするといいました。優先場所はもうわかっているわけですから、あと何年かかるんですか。広島みたいに300年、200年もかかるんですか。そこを教えてください。

保坂砂防課長 広島のほうが333年という具体的な数字を出した、その根拠というのがちょっとわからないところがあるんですが、予算の推移、それから対策の詳細な設計に入った場合、諸事情により対策費がふえたり減ったりする場合がありますので、具体的に何年までという明確な年数を言うことはできないと考えております。

桜本委員長 委員長より申し上げます。本問題に対する審議は既に十分尽くされたと思いますので、他の審議事項に移行すべき時期と考えます。
そのほか、ございますか。

小越委員 最後に一言だけ言っていいですか。

桜本委員長 一言でいいんですか。

小越委員 一言です。
じゃあ、まとめにしますけれども、トンネルや橋の計画があるように、砂防計画もあると思いますので、ぜひ公表していただきたいということを最後に申し上げます。
これでいいです。

(公共工事の発注数の減少と県内業者への影響について)

臼井委員 今、山梨県の土木業者っていうのはどのくらいあるんですか。

笹本建設業対策室長 県内の建設関係の事業所としまして4,764程度と考えております。

臼井委員 何？その、四千何百っていうのは何の数字なの？登録業者の数字なのかね。

笹本建設業対策室長 県内のいわゆる建設関係の事業所で4,764でございます。このうち、建設業の許可をもっている業者数といたしますと、3,558という数字になっております。

臼井委員 長年の不況下で建設業者数が激減して、1,000もないような話を聞いておるんだけど、今、あなたの答弁で、登録業者が三千何社と。ちょっと解釈が違っているかもしれないけれども、例えば、セメント屋さんも何屋さんもみんな建設業者みたいなことじゃなくて、土木業者は何軒あるかと質問したんだけど、下請企業もみんな数に入っているんだらうけど、そうじゃなくて、元請っていうの？専門的には知らんけれども、そういった数を聞いているんで。

清水県土整備総務課長 県の入札参加資格有資格者数ということで、総合的な土木一式の業者でございますけれども、登録業者数625社となっております。

臼井委員 私はその程度の数で認識しておったんだけど、例えば、10年前か5年前か、データがあるかないか知らないけれども、対比してみてもどのくらい減っているんですか。

清水県土整備総務課長 正確な数字はちょっと手元にございませんが、およそ15%程度ほど業者数は減っていると考えております。

臼井委員 国のアベノミクスの3本の矢の2番目に財政出動という言葉があるけれども、財政出動の中にもいろいろあるんでしょうけれども、公共事業がその多くの部分を占めていると私は認識しているんだけど、県内の業者さんの話を聞きますと、仕事がない、仕事がない。特に私どもの身近な中北建設事務所管内には仕事がない、仕事がないって言うんだけど、どういうことなのか、どんなふうに理解しているのか教えてちょうだい。

清水県土整備総務課長 長い目で見ますと、公共事業の予算はずっと減ってきておりますので、事業量が減少しているというところはございますけれども、平成24年度、25年度と、2月の追加補正におきまして大きく予算をふやしておりますので、昨年から今年につきましては、金額的には回復をしてくれているのではないかと思います。

臼井委員 ともかく15%か20%か、あなたたちの記憶が何かで言っているのかもしれないけれども、業者数が激減していることは事実ですよ。そういう意味で、県の大きな政策の柱として、経済あるいは景気の回復、いろいろなことを言われていて、先ほどから質問をしている小越委員は、公共事業が多過ぎるなんてよく言うけれどもですね、仕事が少ない、仕事が少なくて言って、大勢の業者さんが憂いているのは何が原因なのかね。今の課長の答弁では納得しないな、率直に言って。

去年もことしも補正予算でふえていますって言ったって、業者は去年もことしもみんな仕事が少ない、少なくて言っているんですよ。工事が大型化して、いわばランクの低い業者には行く仕事が少なくなっているのか、あるいは逆なのか、何かわかるでしょう。あなたたちは毎日毎日その仕事してるんだから。どうですか。

清水県土整備総務課長 やはり大きな要因としては、全体的に予算が減ってきているというのが、これが一番ではないかというふうに考えております。

臼井委員 それじゃあ、関連した質問だけれども、よく入札の不調という言葉が使われるけれども、そんなデータはありますか。

清水県土整備総務課長 入札不調の状況でございますけれども、県土整備部の状況でございます。平成24年度の入札不調が4.8%、それから、昨年25年度が10%と、若干高くなっております。本年度ですが、7月末現在の数字ですけれども、5.7%ということで、また下がってきております。

臼井委員 役所は、知事あるいは部長をはじめ、業界の人たちと何回かいろいろな話し合いをしたりしながら、業界の実態を把握したりしている。あるいは、業界の要望等もいろいろと伺っていると私は理解していますけれども、そういう意味で、今、山梨県の土木に限らず、公共事業として、業界の人たちはどんなことを役所に要望しているんですか。一番知っている人がしっかり教えてください。

手塚技術管理課長 建設業協会からは予算等の確保、それから今、委員がおっしゃいました、仕事を出していただきたいという要望が毎年ございます。ことしも既に2回ぐらい、協会のほうから要望が来ております。その中で、中小の企業において仕事がないという要望を、協会のほうから受け取ったところでございます。

臼井委員 業者は減っている。仕事は少ない。これでは公共工事に参加している人たちが立ち行かないことは目に見えて明らかなか。じゃあ、どんなふうに県としては、こういう今の業界の窮状と言っちゃ大げさかもしれないけれども、この実態をどんなふうに指導、対応していったらいいのか、その点どうなんですか。

清水県土整備総務課長 これは県土整備部だけの問題ではないわけですがけれども、やはり予算

の確保に努力するというところで、県の内部、それから国への要望といったような形で、公共事業の予算の確保に努めるということが一番ではないかと思えます。

臼井委員 どうもあまり私が期待をするような答えはないみたいだから、まあ、委員長から堂々巡りなんて言われてもいから、そのことはこれでとりあえずやめます。

(流域下水道事業について)

次にですね、先ほど下水道室長が、流域下水道は県の対応は全て終わっている、あとは市町村だと、こういうふうなニュアンスで理解できるような言い方をしとったけれども、流域下水道は予定の100%が完了しているんですか。

丸山下水道室長 県の流域下水道におきましては、全体計画全てが完成しているわけではございません。例えば、流入する汚水をためる池というものがございませぬ。それは全部はできてございませぬ。今、市町村で集水してくる量が賄える分だけの施設整備が終わっているという状況でございませぬ。

臼井委員 ちょっとよくわからんけど、処理施設が予定どおりでき上がってはいないって意味なの？

丸山下水道室長 今、必要な分だけの池の整備しか終わっていないということです。

臼井委員 池なんて言ってもわからない。

丸山下水道室長 池といいますのは、処理場の中に汚水が入るときに、一番初めにしなきゃならない最初沈殿池といいまして、不必要なものを下に沈殿させる池があります。例えば具体的に言いますと、釜無川下水は一番大きい下水場ですが、まずその16の池を通してから、処理水をきれいにしていく過程に移るわけですが、その16の池が現在は10個できています。10池。それだけあれば、今、市町村の整備されているエリアから入る流入量を十分賄える施設整備ということとでございませぬ。

臼井委員 要するに、その池なるものも、全体のくくりで処理場というんだらう？

丸山下水道室長 はい。

臼井委員 そう言いなさいよ、君。池だ、池だなんてわからんじゃないか。
下水道課っていうのは、課のボリュームが、仕事量が少なくなって室になったってことなの？ちょっとそれ、一言で教えてよ。

清水県土整備総務課長 下水道課が下水道室に、課内室になったという経緯でございませぬけれども、昨年度の組織再編で、県土整備部として高速道路推進室を課に昇格をさせるという中で、県全体の組織の中で、県土整備として課の数をふやすことが困難であるということで、全体の事業内容等勘案する中で、下水道課を下水道室にしたということとでございませぬ。

臼井委員 よく下水道の場合、普及率という言葉を使うはずだけれども、公共は別です

よ。流域下水道の普及率っていうのは、今どのくらいなんですか。

丸山下水道室長 県内の下水道の普及率でございますが、昨年の末時点で63.6%という数字でございます。

臼井委員 いまだ63.6%っていうことは、全国でワースト何番目？

丸山下水道室長 ワーストということではなくて、全国26位ということでございます。

臼井委員 ちょっと、もっと低いような感じがしたけど、それはいつのデータなの？

丸山下水道室長 昨年度末の時点でございます。

臼井委員 大げさな言い方もしれんけど、この今の状況にあってもまだ快適な生活ができていない方々がいるということだね。下水道の普及率が63.6%ということは。そういう意味で、これも公共事業が遅滞をしている。これは市町村の分野になるかならないか、私は専門家じゃないから判断できないけれども、これも公共事業が少なくて、仕事量が少ない中に入ると私は思います。もう1回確認で聞くけれども、県の行うべきことは大体どのくらい行ってあるのかね。先ほど処理場で、これは今のポリウムでいいんだと。例えば釜無川流域で、計画では16の池が今は10であるが、ケアできているんだという話ですけれども、いわゆる流域の基本、幹線は県がやり、支線は市町村がやるということだね。そういう意味で、普及率とは別に、県の下水道事業が何%完了しているということになるんですか。

丸山下水道室長 流域下水道、県内では富士北麓、峡東、釜無川、桂川で4つございます。ただ、それぞれ着手時期も違うということから、進捗率といいますか、整備率が異なるのですが、私の今の感じ、判断から申し上げまして、ほぼ7割程度は施設整備が終わっているというふうな感じを持っています。

臼井委員 じゃあ、市町村のほうは？

丸山下水道室長 市町村においても同程度というふうに思っております。

臼井委員 じゃあ、計画としてはあと何年間で、100%になるわけ？

丸山下水道室長 流域下水道も含めまして、下水道事業や、いわゆる生活排水を処理する合併浄化槽、それから、農業集落排水等を含めた都道府県構想というものを昨年3月につくっております。それによりますと、下水道の普及も含めまして、平成35年度にはおよそ87%の整備を目標にしています。

ただ、国土交通省からも、おおむね今後10年以内には、汚水処理100%になるような計画をつくるべきというお話を伺っております。先ほど小越委員からも御質問があったように、市町村で来年度中にはアクションプランを作成しますので、それらの計画を調整しながら、県内すべてがおおむね10年でほぼ完成する方向で、今後計画をしていきたいと思っております。

(都市計画道路について)

臼井委員 都市計画課長に伺いますが、都市計画道路っていうのは現在進行しているも

のもあれば、長い間、計画だけあって全く進行していないものもある。都市計画道路っていうのは、計画はいっぱいあるわね。現在、都市計画道路の進捗率はどのくらい？進捗率っていったって、ものすごくあるから、進捗率って単に言えないかもしれないけれども、何か答えられますか。

望月都市計画課長 本県には12の都市計画区域がございまして、都市計画道路路線数が222路線計画されております。計画決定延長が461.58キロメートルございまして、これに対しまして整備済みとなっている延長は287.72キロメートル、整備率としましては62.3%。これは平成24年3月現在の都市計画年報の指標でございますけれども、以上のようになっております。

臼井委員 今、数字をメモできなかったんだけど、現在計画があるものの62.3%は既に終わっていると、こういうことですね。

望月都市計画課長 街路事業として整備したものと、都市計画決定している道路の幅員がほぼ現道の幅員で確保されているものの両方合わせた数字になると思います。それが62.3%なります。

臼井委員 例えば、甲府の古府中環状浅原線ですか、毎日のようにあの辺は通っているんだけど、進捗率が極めてよくないなど、私は個人的にそう思っている。先ほどの小越委員が質問している砂防の問題もそうですけれども、まだまだ、俗に言うインフラ整備とか、公共事業っていうものはほんとうに限りなくあると思うんですよ。にもかかわらず、業者は仕事がないと憂いている、あるいは、役所は金がないと言ってなかなか前に進まない、この解決っていうのは部長、どうなのかな。国の責任なのか、県の責任なのか、どういうことになるの？

大野県土整備部長 仕事がないっていうのはやはり予算が減っている、また、それに伴って工事の発注件数が少なくなってきたという、実態はそういうところに原因があると考えております。その背景としましては、県の予算編成の方針として、どんどん予算が減ってきたということと、あと、事業費ベースでいきますと、国の補助金の額の大小に左右されているということがあります。国の補助予算もどんどん減ってきているという現状の中で、両方あわせて、この予算、工事費の減少につながっているというふうに理解しております。

臼井委員 これで終わりますがね、全体予算の中における公共事業の比率が高いとか何とか、いろいろ御批判がもちろんあって当たり前。しかし、山梨の現状っていうのは、例えば下水道の普及率が全国で二十何番目だと。決して高くないですね、実際。あるいは都市計画道路も、私なんかには言わせれば、甲府の都市計画道路はあっちもこっちも行き詰まりじゃないかなという気がしてならないの。そういうものを解決していくのは、やっぱり金ということに尽きるのかもしれない。今の部長の答弁を伺っても。

先ほどの砂防問題から何から含めてですね、県は全体の予算における公共事業費の比率が高いとか何とかっていう批判はよく耳にするんですが、私は、現実には山梨のインフラ整備っていうことを考えたときに、本県においてはまだまだやるべきことがいっぱいあると、一生懸命努力しなきゃいけないと思います。予算は激減していても、職員はそんなに激減しているわけじゃないんでしょう。私がよく行く中北建設事務所でも、そんなに職員が激減しているようには見えない。机の数見てみても、別に部屋があいているなんていう状況じゃ全くない

し。だから、人はそんなに減ってはいない。しかし予算がないから仕事ができない。これ、何とか努力や知恵で解決できないのかなと。

少なくとも私は、弱小業者を本当に数多く知っていますが、もう、仕事がないと言って本当に悩んでいるんですよ。何でそんなに仕事ないんだって言うんだけど、ないって言って悩んでいる。別に責任を持ってというふうな話にまでにはエスカレートしないでしょうけれども、こういうこともやっぱり役所はそれなりに、何とかひとついろいろなことを考えてあげないと、県民である業者が、仕事がないと言って嘆いている、また、この文化時代にですね、何十%かは汚水の処理ができないという状況にある、いろいろなことを考えたときに、もっともっと県土整備部は頑張ってもらいたいなということを私は強く思いますが、そういう認識でいいんでしょうか。私の認識が間違いなんでしょうか。最後、答えていただきたいと思います。

大野県土整備部長 委員の発言の中にもございましたが、私ども、さまざまな所管事業がございますけれども、まだまだやるべきことが非常に多く、また、あらゆる計画がまだまだ遠い先の話のような現状でございます。そういった現状を少しでも変えるということに加えて、これからリニアができ、高速道路もかなり全国的に見ても変化がある県だと思います。そういった中で、私どもの果たさなければならない使命はかなり大きいと思っています。業界の方々にも、ただ単に、工事が少ないという現状を解消するだけでなく、将来に向けて明るい未来の展望が抱けるような県土整備行政を進めていきたいと考えております。

主な質疑等 森林環境部関係

第121号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

土橋委員 前の県土整備部のほうでも繰越明許費について質問させてもらったんですけど、林道工事は木材生産の効率化や林道利用者の安全を確保するなど、重要な使命があると思います。地域の経済対策という面からも、計画的に早急に施工する必要があると思います。今回、繰越が出ているようですが、森林環境部の現在の執行率はどのくらいあるのか教えてください。

田邊治山林道課長 平成26年度の治山林道工事の9月末の執行率は、治山、林道工事合わせて70.7%でございます。

土橋委員 この、今までにやらなければならなかった70%っていうのは、さっきの話にもあったけれども、例えば、大雪がなかったら順調に全部行っていたということですか。

田邊治山林道課長 雪の影響をもって今回、繰越明許を行ったものは2件ございます。そのほかは土地所有者との協議に日数を要したものが1カ所、それから地元関係機関との調整で4カ所、あと、中日本高速道路との協議に日数を要したものが1カ所でございます。

土橋委員 私がちょっと調べたところによると、金額的なもので工事してくれるところがないというような話も聞いたことがあるけれども、そんなことはないですか。

田邊治山林道課長 工事の発注金額につきましては、県で定める標準単価等を用いまして、費用単価を反映しまして適切に計上しているところでございます。

土橋委員 実際に携わっている人たちの話を聞くと、結構広い林道の場合は結構それなりに合うんだそうです。でも、2メートルぐらいの林道をつくれというような工事になってくると、予算のほうが高くついちゃう。例えば、頭から入って進んでいったら、Uターンする場所がなく、バックで出てこなきゃならないような道路とかっていうことになってくると、単価的に高くついちゃって、なかなか受けられないのもあるんですよというような。さっきの県土整備部の中でも、業者が仕事がないって言っている話と、予算がいっぱいあるような話とがどうもうまく合致しないという中で、工事を請けたくてもできないような話を聞いたことがあるんですけど、そんなことはないですよね。

田邊治山林道課長 工事の大小によって積算内容が変わるということは、諸経費率等をもって変わることがございますが、諸経費率は小さい工事の場合にはそれなりに高く、大きい工事の場合にはそれなりに小さくというような制度になっております。先ほど申しました工事現場による施工性によって、事業費が工事金額にあわない等をもってなかなか受注したがないということはないと考えております。

そういった現地の状況も踏まえて林道工事等は積算しているということです。適正な価格をもって発注していると思います。

土橋委員 今年度もあと残すところ半分ということですが、今後の執行計画はどのようなになっていますか。

田邊治山林道課長 残工事はおよそ30%でございますけれども、残りの工事につきまして、地元関係機関との調整が必要な場所については速やかに対応しまして、発注の準備を進めます。また、林道開設工事のように手前区間に前工事がある場合は、適切な進捗管理を行いまして、計画どおりの完成に努めまして、残工事については早期に執行するように努めてまいります。

土橋委員 林道工事、いろいろな意味で危険を伴ったりしますが、地域の人たちにして大切な工事だと思しますので、速やかな執行と、山梨県は危険箇所がないんじゃないかって思われるぐらい、とにかく頑張ってくださいと思います。よろしくをお願いします。

第122号 平成26年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(公共建築物の木造化の取り組みについて)

清水委員 県産材を使用した公共建築物の木造化について質問をします。

県産材の利用拡大のためには、公共の建築物の利用を推進して、県産材のよさを多くの県民の皆さんにPRすることはまことに重要ではないかなと、そんなふうにいるところでございます。

6月の議会の際、県では公共建築物の木造化を推進するため、市町村に公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針の策定を指導いたしまして、今年度全ての市町村において策定されているとのことでありましたが、現在の状況について質問をいたします。

橋田林業振興課長 今年度2市村において策定される予定になっておりましたけれども、その2市村も策定が終わりまして、これで全部の市町村で策定を終了いたしました。

清水委員 こうした一つの方針を踏まえて、公共の建築物の木造化や県産材の利用が進んでいると思うが、これまでの実績と、今年度の状況、また、どんな施設に県産材が利用されているのか質問をいたします。

橘田林業振興課長 公共建築物における県産材の使用量につきましては、県、市町村を合わせた平成24年度の実績は97立方メートルでございました。平成25年度は411立方メートル、そして平成26年度は早川町、それから小菅村役場の新庁舎建設などに732立方メートルを使う予定となっております。

清水委員 市町村で使うということは、県にとっても非常に大切なことじゃないかと思っております。私は、そうしたもので一般の県民への木のよさをPRするとともに、県産材を利用することによる地産地消を進める普及効果の意味が非常に大きいと思っております。こういった取り組みをすることで、県産材を使った住宅も増加をしていくと思っております。

そこで、県産材を使った公共建築物を広く県民にPRすることは非常に必要であるが、どのようなPRを行っていくか、再度質問をいたします。

橘田林業振興課長 公共建築物の木造化の推進というのは、委員御指摘のとおり、その施設を訪れた県民にこれはよいというふうに思ってもらい、御自身の住宅の新築や改装の際に県産材を使うことを促していくことで、住宅や一般建築物等の木造化・木質化の波及効果を高めるといったのが大きな目的となっているところでございます。こうしたことから、県におきましては、各整備主体において、整備した木造公共建築物をPRするようなリーフレットの作成、それから施設内に県産材を紹介したパネルのようなものを展示するように働きかけておるなど、県産材の利用が拡大するよう努めているところでございます。

また、公共建築物における整備事例というものもふえてきているということから、県民が多く集まる森のフェスティバルなど、各種イベントにおきましてパネル展示などを行うとともに、県のホームページに県産材を使った施設を紹介するといったようなことも行いまして、今後も県産材を使用した公共建築物を県民に広くPRして、利用拡大に努めてまいりたいと思っております。

(森林法と大規模メガソーラーについて)

小越委員 本会議で私が土砂災害警戒区域の中での森林伐採についてということで質問したときに、林務長から森林法に基づいて行われていますというお話がありました。森林伐採をしてメガソーラーを設置しているところがあるんですけども、それについても適切に行われているという認識でいいんですかね。

島田森林整備課長 森林法では、1ヘクタールを超えて開発が行われることにつきましては、開発にかかる基準というものが定められておりますので、これに基づいて事業者から申請をいただいて、審査をして、森林の公益的機能の発揮に支障を生じないような形で適切に許可をしております。

小越委員 1ヘクタールを超えない場合、例えばそれは8,000平米とか7,000平米とか、細かく分けてやった場合、そういうときには規制や届け出とかはないのでしょうか。それについてはどうお考えですか。

島田森林整備課長 すみません、先ほど申し上げましたのは保安林以外のことになりまして、保安林につきましては面積にかかわらず規制しております。

今、御質問のありました7,000平米とか8,000平米という場合、林地開発ということにつきましては1万平米を超えませんが規制はありませんけれども、伐採届けという制度がありまして、立木を伐採するに当たりましては市町村に届け出をすることになっております。届け出の中で、伐採方法等が公

益的機能の発揮に支障があるということであると、市町村が事業者に指導するということが制度としてはございます。

小越委員 メガソーラーもそうですけれども、甲斐市のところで、公共建設発生残土の置き場ということで、100万立米を沢状のところを開発するという、7万4,651平米の森林伐採の申請が出されました。これは許可されて、工事が進められているんですけども、近隣の方々からは、土砂流出のことが心配だという声が上がっております。この森林開発に伴って、関係する市町村、それから近隣の皆さんへの説明とか、同意とか、そういうことは求めないんでしょうか。

島田森林整備課長 甲斐市の案件につきましては、今年度許可した案件でございます、100万立米の残土処理場をつくったものです。これについては森林法に基づく林地開発の許可をしております。その許可に当たりまして、森林法の第10条の2の中で地元市町村の意見を聞くというところがありますので、甲斐市に対して意見照会をし、甲斐市の意見に基づきまして、地元の関係する3つの区と、2つの土地改良区につきましては説明会を開催しまして、意見をいただき、その中で要望等をお聞きしながら対応していくということでやっております。

小越委員 要望がありますと、開発許可にストップがかかるとか、それから、水処理について規制がかかるとか、何かそういうものがあるんでしょうか。

島田森林整備課長 森林法では、許可に当たる4つの基準ということで、土砂災害の防止、水害の防止、水源の確保、そして環境の保全という4つの項目があり、これについては基準が定められておまして、チェックをしております。

そのほかに、もちろん地元の方の意見というのもあります。ただ、これにつきましては、基準ではありませんので、それによって不許可といったことはありませんが、県のほうの指導等がありまして、できるだけ地元の市町村の意見も踏まえまして、地元の方の要望をお聞きするような形で許可をする。そうした中で、水の処理につきましても、先ほど言いましたように、調整池をつくるとか、最大の雨量にもしっかり対応処理できるとか、そういった構造について審査をした上で許可をしております。

小越委員 北杜市でも1万平米は超えなかったのですが、この甲斐市の事例では、森林伐採してソーラー発電とかがありました。近隣の方々、隣接する方々への説明、確認ということをしないと、県が許可したのでそれをやりますよということになりますと、次々と1万を超えない小さいところがどんどん開発されてしまうので非常に危険だと思うんです。とりわけ土砂災害警戒区域に隣接するところの森林伐採については、何らかの届け、とりわけ近隣の方々との連絡、それから説明会というのを厳しく設けて、そこで同意なり確認なりすることを入れたほうがいいと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

島田森林整備課長 そういった施設をつくる土地につきましては同意が必要ですが、審査の中では、隣接所有者に対して同意を求めるといったことは設けられておりません。

そういう中でも、近隣の方には説明等をしているんですけども、そこに規制というものを加えるということになりますと、そもそも森林法の中の林地開発というのは、個人の財産権というものに立って法制度がつくられておまして、過剰な規制ですとか義務ですとか、そういったものを課してはならないといったことが解説されておりますので、なかなかそういった規制というものを

新しく考えるということにつきましては、県としては慎重な立場をとらざるを得ないというふうに考えております。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については配布資料のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、閉会中の継続審査案件調査を11月6日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以上

土木森林環境委員長 桜本 広樹